

所沢市告示第548号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する第6条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年10月16日

所沢市長 藤本 正人

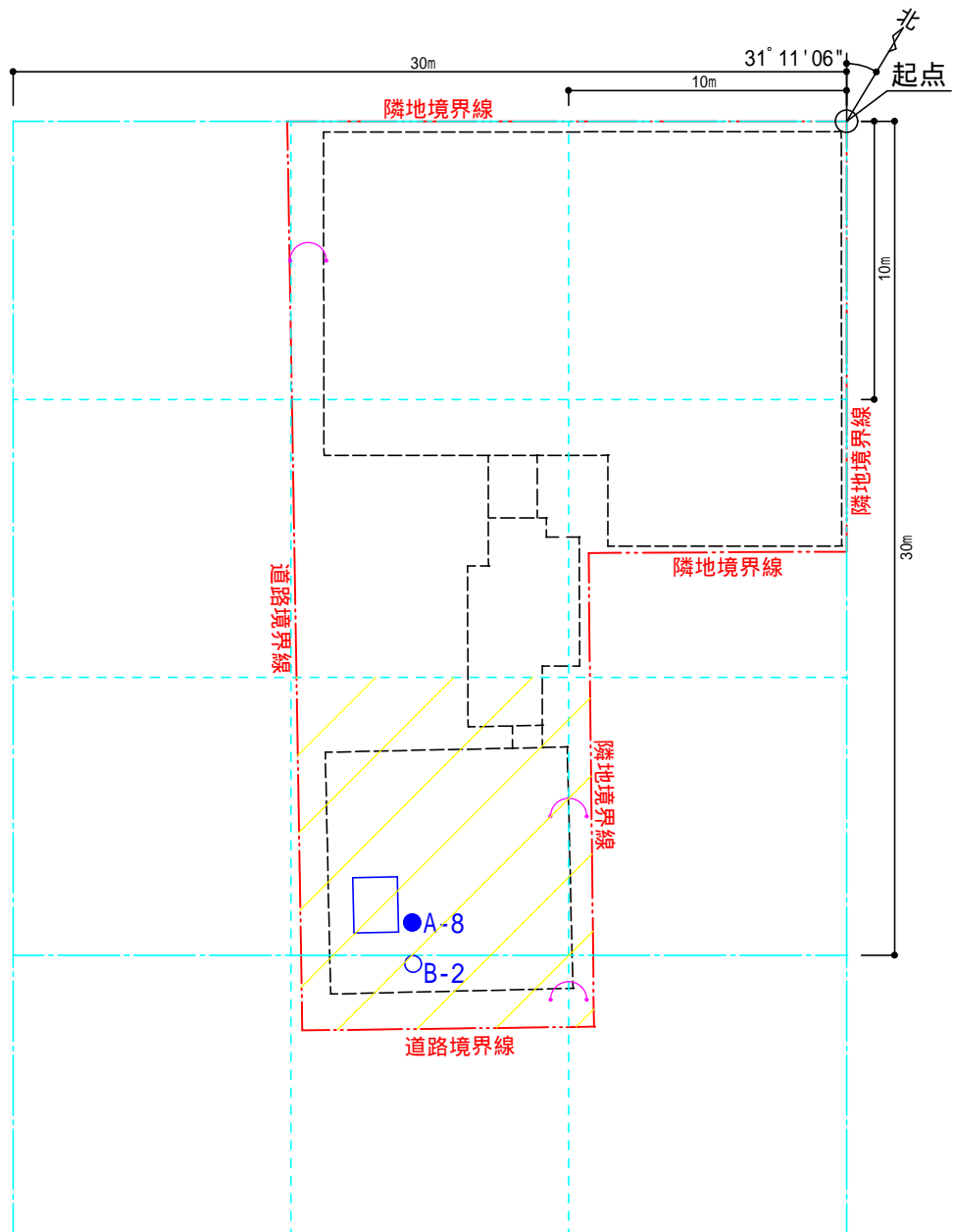
1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県所沢市東所沢和田三丁目23番3の一部及び東所沢和田三丁目23番18）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項

の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン



● : ボーリングによる地下水と土壌溶出量調査地点

⤿ : 統合区画 (130m²以下)